



鳥取県公報

平成 30 年 4 月 10 日 (火)
第 8 9 9 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	寄附金の収納事務の委託 (254) (資産活用推進課) 2
	生活保護法による指定医療機関の指定の辞退の届出 (255) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による施術者の指定 (256) (〃) 2
	管理理容師資格認定講習会の指定 (257) (くらしの安心推進課) 2
	管理美容師資格認定講習会の指定 (258) (〃) 3
	土地改良区の定款の変更の認可 (2件) (259・260) (農地・水保全課) 4
	基本測量の実施 (261) (県土総務課) 4
	基本測量の終了 (262) (〃) 4
	公共測量の終了 (2件) (263・264) (〃) 4
	土地改良区の役員の就任 (265) (中部総合事務所農林局) 5
	土地改良区の役員の退任 (266) (〃) 5
	県営土地改良事業の工事の完了 (267) (〃) 5
	森林病虫害の駆除命令 (268) (〃) 5
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (269) (西部総合事務所福祉保健局) 6
	開発行為に関する工事の完了 (270) (西部総合事務所生活環境局) 6
	森林病虫害の駆除命令 (271) (西部総合事務所農林局) 7
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (技術企画課) 7
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (警察会計課) 7
◇ 正 誤	平成30年3月27日付鳥取県条例第6号中訂正 8

告 示

鳥取県告示第254号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、ふるさと納税に係る寄附金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社稲田屋本店

2 委託した寄附金

鳥取県・岡山県共同アンテナショップにおいて現金により収納するふるさと納税に係る寄附金

3 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

鳥取県告示第255号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所の指定を辞退した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	辞 退 年 月 日
医療法人社団 りつ歯科医院	米子市夜見町2279-2	平成30年4月20日

鳥取県告示第256号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏 名	施術所の名称	所 在 地	指定年月日
中嶋 陽平	よう整骨院	米子市西福原二丁目8-16	平成30年3月12日

鳥取県告示第257号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定による管理理容師資格認定講習会を指定したので、次のとおり告示する。

平成30年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 講習会を行う者の名称及び住所

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三丁目7-26

2 講習日程及び講習場所

講 習 日 程		講 習 場 所
第1日	平成30年11月19日	倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館
第2日	平成30年11月26日	〃
第3日	平成30年12月10日	〃

3 受講資格

平成30年9月28日までに理容師としての業務経験が3年以上ある者であること。

4 申込手続

(1) 申込書の配布

平成30年7月30日（月）から同年8月24日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）に(3)の場所に申出のあった者に対し、申込書を配布する。

なお、受講を希望する者が定員を上回った場合は、抽選により申込書を配布する者を決定する。

(2) 申込書の配布及び受付の期間

平成30年9月3日（月）から同月28日（金）まで（休日等を除く。）

(3) 提出先及び問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所
 広島県広島市中区紙屋町一丁目2-27
 電話 082-236-1150

(4) 受講手数料

16,000円

鳥取県告示第258号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会を指定したので、次のとおり告示する。

平成30年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 講習会を行う者の名称及び住所

公益財団法人理容師美容師試験研修センター
 東京都江東区有明三丁目7-26

2 講習日程及び講習場所

講 習 日 程		講 習 場 所
第1日	平成30年11月19日	倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館
第2日	平成30年11月26日	〃
第3日	平成30年12月10日	〃

3 受講資格

平成30年9月28日までに美容師としての業務経験が3年以上ある者であること。

4 申込手続

(1) 申込書の配布

平成30年7月30日（月）から同年8月24日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）に(3)の場所に申出のあった者に対し、申込書を配布する。

なお、受講を希望する者が定員を上回った場合は、抽選により申込書を配布する者を決定する。

(2) 申込書の配布及び受付の期間

平成30年9月3日（月）から同月28日（金）まで（休日等を除く。）

(3) 提出先及び問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所
広島県広島市中区紙屋町一丁目2-27

電話 082-236-1150

(4) 受講手数料

16,000円

鳥取県告示第259号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、久米土地改良区の定款の変更を平成30年4月4日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第260号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、東伯町土地改良区の定款の変更を平成30年4月4日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第261号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報） 修正）
基本測量（国土広域情報 修正）
- 2 作業期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取県内全域

鳥取県告示第262号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（一等磁気測量、基準点現況調査）
- 2 作業地域 鳥取市及び東伯郡三朝町
- 3 終了年月日 平成30年2月28日

鳥取県告示第263号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県立公文書館長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成30年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域 鳥取市地内（大橋、桂見、里仁、古海、嶋、徳尾）
- 3 終了年月日 平成30年3月20日

鳥取県告示第264号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、北栄町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成30年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（数値地形図修正 地図情報レベル2500）
- 2 作業地域 東伯郡北栄町全域
- 3 終了年月日 平成30年3月28日

鳥取県告示第265号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり関金土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年4月10日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

就任した役員の氏名及び住所

理 事 石 田 司 倉吉市関金町大鳥居1083-1

平成30年3月18日就任 任期 平成32年2月9日まで

鳥取県告示第266号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年4月10日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

退任した役員の氏名及び住所

理 事 谷 口 憲 昭 東伯郡湯梨浜町大字小鹿谷183-4

平成30年3月23日退任

鳥取県告示第267号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

平成30年4月10日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

土地改良事業の名称	工事完了年月日
農村地域防災減災事業 妻波地区 ため池等整備（上鳥池）	平成30年1月17日
農村地域防災減災事業 東谷地区 ため池等整備	平成30年3月23日

鳥取県告示第268号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月10日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

1 区域及び期間

(1) 区域

東伯郡湯梨浜町及び北栄町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成30年5月30日から同年7月15日まで

2 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び中部総合事務所農林局並びに湯梨浜町役場及び北栄町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第269号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月10日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 あしーど	米子市道笑町二丁目126	アシスタントサービスぽけっと	米子市東福原五丁目6-25	居宅介護	平成30年3月31日

鳥取県告示第270号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成30年4月10日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

1 開発許可の年月日及び番号

平成30年3月27日 鳥取県指令第201700326783号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市中野町

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市安倍200-1

株式会社メディカル・ケア米子ホールディングス

代表取締役 藤山 勝巳

鳥取県告示第271号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月10日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

1 区域及び期間

(1) 区域

西伯郡日吉津村及び大山町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成30年5月25日から同年7月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び鳥取県西部総合事務所農林局並びに日吉津村役場及び大山町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

気高都市計画下水道 鳥取市公共下水道

鹿野都市計画下水道 鳥取市公共下水道

青谷都市計画下水道 鳥取市公共下水道

2 縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成

7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | ICカード運転免許証等作成用消耗品の購入 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成30年4月1日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社DNPアイディーシステム
東京都新宿区新宿四丁目3-17 |
| 5 契約金額 | ICカード運転免許証カード基体一般用1箱当たり468,000円
ICカード運転免許証カード基体優良用1箱当たり468,000円
ICカード運転免許証カード基体新規用1箱当たり468,000円
経歴証明書用カード基体1箱当たり150,600円
高速型用インクリボン1箱当たり140,000円 |
| 6 随意契約による理由 | 本随意契約で調達する物品は、契約の相手方から既に調達をした物品に接続して使用するものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると、既に調達をした物品の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。(政令第11条第1項第2号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |

正 誤

平成30年3月27日付鳥取県公報号外第26号の鳥取県条例第6号(鳥取県税条例等の一部を改正する条例)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 19

行 下から13

誤 平成30年法律第 号

正 平成30年法律第3号